

令和4年6月分(10月支給分)から 児童手当制度の一部が変わります

問合せ先 市民課医療年金グループ (☎84-5005)

変更点1 現況届が原則不要になります

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監護や保護、生計同一関係など）を満たしているかを確認するものです。令和4年度から、市が受給者の現況を住民基本台帳などで確認することで、現況届の提出が原則不要となります。

次の場合は、現況届の提出が必要です。

- ・支給要件児童の戸籍がない場合
- ・離婚協議中で配偶者と別居している場合
- ・配偶者からの暴力などにより避難しており、住民票の所在地が亀山市と異なる場合
- ・その他、亀山市から提出の案内があった場合

変更点2 特例給付の支給に所得上限限度額が設けられます

令和4年6月分(10月支給分)から、児童手当受給者の所得が、所得制限額表(下表)にある特例給付の所得上限限度額以上の場合、特例給付が支給されません。対象者には、8月頃に市から受給資格消滅通知書を送付します。

所得制限額表

扶養親族などの数	児童手当の所得制限限度額		特例給付の所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276



※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族ならびに扶養親族等でない児童で、前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

※扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。))または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額になります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

【注意点】

所得上限限度額以上となり受給資格を喪失した人で、翌年の所得が限度額未満になった場合は、あらためて市への認定請求書の提出が必要です。

支給額(児童1人当たりの月額)

対象児童	児童手当 (所得制限限度額未満の人)	特例給付(所得制限限度額以上で所得上限限度額未満の人)	所得上限限度額以上の人 (令和4年6月分から)
3歳未満	15,000円		
3歳以上 小学校修了前	第1子・2子	10,000円	5,000円
	第3子以降 ※	15,000円	
中学生	10,000円		

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

変更があったときは届け出が必要です

変更事項が生じた場合、変更のあった日の翌日から**15日以内**に届け出が必要です。

※出生の場合は「出生日」、市外へ転出する場合は「転出予定日」が基準日です。

- ▷新たに児童が生まれたとき
- ▷受給者・配偶者・児童の住所や氏名が変わったとき(市外・海外転出を含む)
- ▷児童を養育しなくなったとき
- ▷受給者が離婚したとき、または結婚したとき
- ▷受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が

公務員になったときを含む)

- ▷国内で児童を養育している人が、海外在住の父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
 - ▷受給者・児童が死亡したとき
 - ▷手当を受給する金融機関に変更があったとき
- ※届け出が遅れた場合、その間の手当は受給できませんのでご注意ください。また、減額などの届け出を忘れ、児童手当等を受給してしまった場合、返還が必要となりますので、必ず手続きしてください。手続きが必要かどうかご不明な場合は、お問い合わせください。